

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

令和6年3月25日

山口県知事 村岡嗣政

- 1 要求事項
賃金引上げ等
- 2 日時
令和6年4月1日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所
山口県における運行路線並びにその他の事業
- 4 概要
随時、指名、時限及び無期限ストライキを含むあらゆる争議戦術の行使